

1. 件名：株式会社日立製作所王禅寺センタの廃止措置計画の変更認可申請に関する事業者ヒアリング（7）

2. 日時：令和元年11月27日（水）10時05分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、木村安全審査官、山田係員

株式会社日立製作所

王禅寺センタ長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

・日立製作所からの配付資料

資料1 HR19-276 日立教育訓練用原子炉(HTR)に係る廃止措置計画変更認可申請の概要 人及び周辺監視区域に対する考え方

資料2 HR19-278 補足説明7:倉庫周りの遮蔽計算モデルと線量率について

資料3 HR19-279 【補足説明】管理区域の運用イメージ

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁のカトウです。11月27日にした地域PRに係る廃止措置計画変更認可申請のヒアリングをこれから始めたいと思います。そうしましたら資料に基づき説明の方よろしく願いいたします。
0:00:20	はい、日立のオオウラです。ではまず資料一つ目ということで
0:00:26	人及び周辺監視区域に係る対する考え方ということで御説明させていただきます。これは前回の審査会合11月18日に行われましたけども、そのときでも一応口頭で御説明しておりますけども、それをちょっと整理した形で今日
0:00:44	御説明をさせていただきたいと思っております。
0:00:47	まず1番目人に対する考え方ということで、2ページ目に周辺監視区域に対する考え方という二つの項目に分けさせていただいてます。
0:00:57	まず1番目人に対する考え方ということではもっぱら廃止措置期間中に供するも走向に起因する、平常時の作っちゃ直接干渉会スカイシャイン及び事故時被ばくの評価、これ相槌完了するまでの期間でありますけども、
0:01:14	の評価であることから、敷地外で当初社員を含む周辺公衆、これを人というふうなここで定義させてもらってます。
0:01:23	が居住する可能性のある敷地境界として、参考1にお示しをしておりますけども、設置許可では定義されていないとされておりませんが、まず後の下にポンチ絵書いておりますけども、当社の敷地境界所有権境界を境界とするということを考えております。
0:01:42	図-1ですけども、受振もHTRの施設があつて、周辺区域と監視区域とこれがイコールで敷地境界があるというのが設置許可に書かれているということです。なので今回はその周りに当社の所有権協会というものを
0:02:01	設けるということで協会として考えていきたいというふうな考えています。
0:02:07	文章に戻っていただいてなおですね当初の当社の所有権境界については、
0:02:13	今までお出ししております変更認可申請書で当社の岸協会としておりましたけども、HTRの敷地境界と区別ができるようく読み方を変更するということを考えてます。
0:02:27	HTR施設の敷地境界外等、当社所有権境界の間の土地に関しては、いかに3項目示しておりますけども廃止措置期間中に協会としての機能維持管理をするということを計画したいと考えております。
0:02:43	まず①としては、廃止措置完了までと地上及びその空間において集計の処分もしないと。
0:02:49	②、人居住させない。
0:02:52	③、当社の所有権協会には不特定多数の立ち入り防止するためのフェンスを設置するということです。
0:03:00	この①②満載については、今回の廃止措置。
0:03:05	経営措置計画変更申請に対して、補正申請をするということで対応させていただきたいと考えておまして、これによってですね、廃止措置期間中において、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	HTR施設協会経営会議での当社の所有権境界に人が漂流する可能性を排除できるものと判断をしております。
0:03:27	次のページ 2 ページ目に、
0:03:34	周辺監視区域に対する考え方ということで、周辺監視区域については、層厚支援室新設し、原子炉室にお答えしている廃棄物を輸送し保管した状態及び将来の改訂 3 で発生する比較的線量の高い廃棄物を保管する。
0:03:51	最後にも十分な遮へい対策を行い、周辺監視区域の線量限度は 1 ミリシーベルトパーイヤーを満足させることから、現在の減少率を監視と比べてもリスクが増加することはないという判断をしております。
0:04:08	このためですね、それ倉庫の設置により、設置許可変更までを行ってまでの周辺監視区域を広げる必要はないというふうに考えております。
0:04:18	なおですね、前回の審査会合でも御説明させていただきましたけども、まだ以後損遮へい機能を強化し、壁厚 500 から 600 万プラス 100mm ふやすということで、周辺監視区域外において地ミリシーベルトパー年以下であることを
0:04:35	補正申請書に示して進めるということにさせていただきたいと考えております。
0:04:41	あと 3 ページ目は参考 1 で設置許可における敷地境界の変更前変更ということとはしてるものを参考まで入れております。
0:04:50	参考 2 が配付組織間の直接線スカイシャインについてという考え方、ですけれども、真ん中以降に発電用軽水型現象施設の安全審査における一般公衆の線量当量評価についてということで書いておまして、
0:05:07	その中で、その四角で囲んでおりますけども、6 行目ぐらいにこういうことを、設置許可、設置許可申請等初頭において明記するならばということがありますんで、このことをもとに廃止措置計画で対応させていただきたいというふうに考えております。
0:05:27	参考 3 は、今の変更認可申請書に記載しているものです。6 ページと 7 ページは前回の審査会合で当御示した資料を補足説明をこれもご参考までに入れてるという仕様になってます。
0:05:41	以上で日立側からの説明を終わらせていただきます。
0:05:48	はい、ありがとうございます。
0:05:50	何かございますか。
0:05:55	規制庁の加藤です。2 点ほどよろしいですか。まず 2 ページ目のところですね、ちょっと気になった点が 2 件報道抗体ます。この 3 まず 1 ページ目なんですけど。
0:06:10	これって、HTR施設の協会等周辺監視区域機能にイメージみたいな、これ、図 1 に示しているという。
0:06:20	ことでしょうか。
0:06:22	内あくまでもイメージでして実際は
0:06:27	3 ページ、ちょっとちっちゃくて見にくいですけど 3 ページが現状の設置許可で示してるものになるというのと、当初計画では 5 ページ目ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:38	これ具体的な絵で示させていただいております。この土地はイメージということで、
0:06:45	従って規定施設の 10 と周敷地境界の外に所有権境界を設けるというようなイメージで書かせていただいています。
0:06:58	規制庁の加藤です。ちょっとこれ、この図誤解を含むんじゃないかなと思っていて、現状においても周辺の敷地境界等周辺監視区域検討実線のところっていうのは一緒。
0:07:13	です。
0:07:15	一緒です。
0:07:16	ちょっとそこは整理イメージとしてちょっと話したんですけども、実際はその一緒になってます。
0:07:24	しておりますが、修正します。はい。
0:07:28	そうですね。もう 1 点なんですけど、次の 2 ページ目のところのデータの火線がですね二つあって上の方。
0:07:38	現在の原子炉をしつつ、ほかにちょっと比べてもリスクが増加することはないと判断しており、なんですけど、これ具体的にリスクの増加することはないとスクイールールものっていうのは具体的に言うと何になりますか。
0:07:58	それがまず一つは、審査会合でも御説明をさせてもらいましたけども、基本的には今減少して 2 入っているドラム缶、いわゆるそこに入っている放射性物質を
0:08:08	層厚に動かすだけですんで、去年の中に入っているソフトが変わらないということです。ただ、場所が変わってしまうし減少したという特殊な状況から、層厚に変わるというところはあるんですけども、結局敷地境界、
0:08:25	1 ミリシーベルト等という線量限度は守ると守れるということで、リスクとしては払ってないというのが我々の考え方で書かせていただいています。
0:08:43	規制庁の加藤ですけど、今言われたリスクの増加っていうのは線量だっ規定はなくて、例えば実効値の時のリスクとかに対しても増加することはないというふうに言っているのか、それとも線量だけに限って言うと、
0:09:02	原資漏出でも倉庫に保管してても、1mmを満足するというのでリスクは変わらないというかそういうふうに判断できるのかということであれば、そちらになります。
0:09:18	一つのツキヤマです。今ご指摘のありました平常時の被ばく評価するから事故時の被ばく評価ともに考えてございます。形態としましては、原子炉建屋に保管中の
0:09:33	廃棄物
0:09:35	からの
0:09:36	平常時の直接線スカイシャイン、それから支援。
0:09:41	株式強化の 1 ミリシーベルトについては満足していて、事故時においても敷地境界において、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:49	事故時の場合ですと、今の
0:09:53	これは当社の敷地境界でやってますけれども、それに対しても 5mSv に対して桁で全然問題がないということを確認しております、
0:10:07	そういう観点からすると、第 4 第 5 層高にそれを移設した後につきましても平常時の直すかそれから事故時の線量ともふやして十分満足するという観点で、その両者の大きな違いはないと。
0:10:23	いうことでトータルとしてリスクは変わらないというような判断をさせていただきます。
0:10:30	規制庁の加藤です。意味はわかっているんですけど、今口頭で言った変わらないというのか増加することはない。
0:10:39	予算の増加することは私はあると思っております、それは微増ですよ。線量であったり、事故時の評価であったり、もしくはリスクが同等とかっていうのであれば私は理解するんですけど、増加することはないはちょっと言い過ぎじゃないかということで質問させていただきました。
0:11:00	一つ懸念です。ご指摘の趣旨理解させましたのでそのように修正させていただきたいと思えます。絶対値という観点ではご指摘の通り、変わりますので、ただその変動幅を持ってきたとしても今、
0:11:15	求められている基準値に対しては十分余裕があると総合的にはそういう観点でリスクは変わらないというようなことで修正させていただきます。
0:11:27	カトウです。ありがとうございます。ほか何かございますか。
0:12:21	でもですねと事故時の評価につきましては 5mSv という目標比に対して 10 のマイナス 4 乗程度。
0:12:28	ということで絶対値という観点ですと、特に問題はないと。
0:12:34	結論でございます。
0:12:52	そうですね、ちょっとコメントを今こちらのほうも考え中ということなので残りの資料の説明の方よろしく願いいたします。
0:13:02	じゃあちょっと 2 番目の資料を
0:13:05	2 番目の資料は審査会合のときに御質問があった件をちょっとまとめたもので御説明させ、
0:13:15	引き続きまして、EHI19-278 という資料についてご説明申し上げますこれあの、
0:13:23	18 日の審査会合のときに、第 4 層区の例をここに記載されてございますけれども、ドラム缶の貯蔵エリア全体を均一に
0:13:33	保護者の方が分布しているというモデルで計算してございますけれども、それについて、その補正あるのかという観点で均一ではなくてそれぞれの保管ある領域ごとに線量を宣言を深めの固定して、
0:13:50	真ん中の通路部分等については、空気で、
0:13:53	置換したときに、そのモデルの違いの影響を示せという御指摘がありましたので、それを求めたのがこの資料ということでございます。左側の真ん中より下のほうに図 1 図に書いてございまして、図 1 に書いてますのが今変更申請で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:11	申請してます大原則を周りの計算モデルということで、これ、
0:14:18	ドラム缶が丸で囲ってありますけれども通路部分も含めてその領域全部に本社の学校期日に分散してますというモデルにしてございます。左の下の図 2 でございますけれどもこれは①から④まで。
0:14:35	動くってございますけれどもそれぞれドラム缶がそこに配置される領域ごとに分けて通路部分については空気そのものにして計算してみたというところがございます。
0:14:48	計 3 点につきましてはコピー 1 から PGM の中井でございまして、Pd 値が一番真上というところがございますけれども、P2 から P78。
0:14:58	それから 11 につきましてはそれぞれ①②③④
0:15:04	に対してその中点とそれから通路部分のど真ん中を通った場合を示してございます。
0:15:11	計算した結果が右の真ん中ぐらいになりますけれども、
0:15:16	このぐらいふうは均一分布で求めた計算結果業況分割して求めた場合の検査結果 B を比較した相対値になってございまして、時率分布等領域分割し手当が同じであれば 1 と。
0:15:33	それに対して検層ベントのほうが大きければ 1 よりも大きな答えになると。
0:15:37	いうことでございます。そういう観点で P 力で 11 まで、特に P1 から P7 まで、
0:15:44	見ていただければと思うんですけども、基本的に P1 除いて、P2 から P7 までにつきましては、起立ポータルの方が触りますけれども全体としては大きな数字になっていると。
0:15:57	いうことでございます。P8 から 11 までにつきましてはその差が大きくなってございますけれどもこれはモデル上を大きく裕度が出るという観点で操作がでかくなっているということでございます。
0:16:12	で、第 4 層高につきましてはこういう傾向ですということでお示ししますけれども第 5 層これについても同様の評価やっております。傾向としては、第 4 第 5 とともに同じような傾向で建設ポンプの方が実際による分割したよりも、
0:16:28	程度の差はありますけれども大きな答えが得られると。
0:16:31	いうことでございます。
0:16:34	説明は以上です。
0:16:38	ありがとうございます。ありがとうございます。何かございますか。
0:16:46	規制庁の加藤です。一応のための確認ですか。et のが均一モデル 11 で A と B というのが領域を分割した B であると。それで等を右のグラフですが、ビルの相対比となっておりますので。
0:17:04	1 乗になっていればのほうが保守性を持っていると、そういう理解をしてるんですけど、その理解でよろしいでしょうか。
0:17:15	電話でその通りでございます。
0:17:23	の原子力規制庁の戸ヶ崎です。したの市と下でも上でもいいんですけど右側の PP11 なんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:33	右側はこのP11 だけなんですけど。
0:17:38	ここだけの設定にしている理由というのは何かあるんですか。例えばその真ん中のほうのが厳しくなると思うんですけど、この位置にQRしている理由を教えてくださいませんか。
0:17:54	一つつけます。今の御指摘は、真ん中というのは④の真ん中ということでございますか。
0:18:04	そうですね。
0:18:10	それから、
0:18:15	はい。うん。
0:18:18	大きな理由はなくてですね、今御指摘のありました点について後で気が付いてですね、Pd真ん中の店頭かもですね、今追加して確認をしておりますのでその結果を次回お示ししてくると思うんですけども傾向としては1を超えると。
0:18:37	いう結論を得られておりますので、それはちょっと後で追加させていただきたいと思います。ありがとうございます。
0:18:47	規制庁のトガサキです。あと、第5層厚も同様の傾向であることは確認済みとあるんですけど、これも同じような計算結果って示せますか。はい。一つ煙でございませ次回にお示ししていきますので、すでにまとめてはおりますので、
0:19:04	次回お示ししたいと思います。
0:19:15	何か負債ます。
0:19:21	とりあえず先に進みたいと思います。ありますか。
0:19:28	規制庁のトガサキです先ほどの前被ばく評価の件で事故時の、その評価についてなんですけど、さっき1ページの日スポーツに文章を書いているんですけど。
0:19:44	参考資料のほうを見ると、参考には
0:19:50	1mSvの話では-50 マイクロの話を書いているんですけど、あの事故の事故時の評価の話が書いてないので、参考2のどこが売れるかそ別の参考資料として事故時も
0:20:07	所有権ですか。所有
0:20:10	県協会が進めごみ量ちゃんと下回るということを説明していただきたいと思いません。
0:20:22	施設がございませコメント拝承いたしました。ただ1点確認でございますけれども、事故時の所有権境界に関しては今申請して潜航申請書の中でですね、評価値を出してございまして、
0:20:37	逆に言うと、今のお話ですと、HTRの敷地境界、
0:20:43	においても5mSvを満足するのかっていう
0:20:48	ことを示せというふうに読みかえたんですけども、理解は、
0:20:53	合ってますでしょうか。
0:20:58	規制庁のトガサキです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:00	あれですよね。人たちの考えとしては、当社の所有権協会で5mmを満足すればいいという考えなんじゃないんですか。
0:21:13	ありがとうございます。その通りでございます。
0:21:17	規制庁のトガサキで閉まる下の人達の見解としての考え方として示していただいてでは、我々その法的にどうなのかというのはちょっと確認したいと思います。
0:21:28	施設件はですう趣旨理解させていただきましたので、次回そのように資料を修正させていただきます。
0:21:47	はい。
0:21:48	うん。
0:21:57	評価のコメントあり達の裏付けのコメント了解しました。発電用軽水炉型原子炉施設の安全評価審査指針ということで、審査説明資料の中にも、その言葉だけは入れさせてもらってますんで、その内容を参考として、参考2の後に、
0:22:14	追加させていただくことでよろしいですかね。
0:22:33	人たちがございましてその施設の中で人の居住する可能性のあるところということになってますので、特に式消火が
0:22:44	でやれということではなくて敷地境界外の人が居住するところと、
0:22:49	いうふうな記載になっていると思います。
0:22:54	以上のトガサキ増し指針の規定等、それと日立のですね、見解がわかるように参考資料に記載をお願いしたいと思います。
0:23:08	人たちの了解しました追加させていただきます。
0:23:18	よろしいですか。
0:23:20	はい。そうしましたら等跨いですね審査会合の一つちょっと
0:23:26	この日立のオオウラですけど、今いただいたコメント等の反映というのをいつまでお出しすればいいかっていうのをちょっと教えていただきたいと思いますが、
0:23:41	審査会合に向けてということでよろしいというともNRAさんのほうで協議される中で必要となる資料なのかどうかというのを確認したかったんですか。
0:23:54	規制庁の加藤です。ええとですねまずうちの協議の時予算が今日のヒアリング資料としては、まずこのままでも構いませんが、審査会合資料としましては、事故時のその指針ですね。
0:24:09	それも加えた形で、あとそれをお願いいたします。
0:24:16	こちらですけれども、審査会合向け資料として今いただコメントを反映していくということで対応させていただきます。
0:24:26	規制庁のトガサキです所資料は審査会合のときでいいんですけど、見解だけちょっと確認させてもらいたいんですけど、その指針が先ほどおっしゃられたように指針は人の居住ということが書いてあって、
0:24:41	それについては、今回、この説明があった話と同じで人居住させないということを廃止措置計画で約束して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:24:57	それでそれは範囲としては、当社の所有権協会のその境界のところ、向こうmSvを満たすってというような説明を追加されるという理解で良いのかっていうのをちょっと確認したいと思います。
0:25:17	その理解で我々も対応したいとしたいと思っております。
0:27:01	それは対応する破損状態なので、その偏差、対応させてもらいますが11月3日、12月3日までに審査会合資料としてセットするということで対応させていただきます。
0:27:19	通常のカトウです。ほかよろしいですか。
0:27:26	はい。
0:27:27	はい。そうしましたら最後の審査会合でのコメントの管理区域の運用意味緊急系説明のほうよろしく願いいたします。
0:27:36	はい、日立のガモウです。三つ目の文書番号を振ってますHR19-279、南前ものになってますけども、これで御説明させていただきたいと思います。1枚目左下に書いてます英語はですね前回の審査会合の資料の
0:27:54	13ページだったと思うんですけども、その抜粋になってますところに①から⑥まで遠田いずれ示してますけども、そのままその六つの前と状態についてテキストボックスで
0:28:09	解説を加えております。①番現在なんですけれども一つ目のレ点ですけども、ご存知のように、廃棄物はドラム缶A及び保安角形金属容器に封入して保管していると、原子炉室内に保管していると、あとそれから一部のドラム缶は二重化されているという現在の状態があります。
0:28:28	そして②番ですけども、両倉庫が完成しますと、そこに層厚にはですね保安規定の第10号の第1第1項、
0:28:37	っていうのに基づいて管理口で区域であることの標識を出入口などに掲示するというところを行います。
0:28:47	次③ですけども廃棄物の答えは移動するときということなんですけども、実際にその管理区域として運用するということで、まず③のテキストボックスの区域の設定というところをやりませう。
0:29:01	一つ目のレ点ですけども、補足はというのがございましてこれの適用をしまして、稜倉庫管理区域に設定します。
0:29:10	次のレ点でですね通常の管理区域ということではなく、14条第5項今回の保安規定の変更を認可された保安規定の条文ですけども、これ2の審査承認を経て、両走向をそれから原子炉室内の移動準備エリア、この絵でいきますと、
0:29:28	原子炉容器室の右角になりますけども、ここの部分、水色表示になっているところですけども、汚染の恐れのない管理区域ということに設定します。あとそれから倉庫の間の移動ルートなんですけれども、こちらはですねええと。
0:29:45	14条第2項に基づいて一時管理区域に設定いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:50	そして一連の作業が終わりましたら、移動ルートの一時管理区域を解除し、異動準備エリアが原子炉室内ですけれどもこれを通常の管理区域に戻すということを行います。
0:30:02	次どうにあたってはのところなんですけれども、一つ目のレ点ですが、
0:30:08	原子炉室内で廃棄物過去ものが動きますので、通常の管理区域からアズへ異動準備エリアですねその汚染の恐れのない区域に設定した以上準備で容器を移動するということには、16 条第 7 項(7)
0:30:25	それに基づいて表面水の密度検査を
0:30:28	行うと。これは外に持ち出すということと同じ検査になりますけれども、これを行うと。
0:30:37	次のレ点ですけれども、そして第一段階で発生した構成のドラム缶については、これがほとんどの物量としてはかなりのパーセンテージを占めるものですがこれを。移動準備エリアにてビニール袋で養生の上二重化を行うと。
0:30:55	そして 0.1 ミリシーベルトパーアワーを超えるものがあるんですがこれについては容器を遮へいするということを行います。
0:31:05	次に三つ目のレ点ですけれども、いよいよ移動ということなんですけれどもこちらは 27 条の第 1 項の両括弧 4 ということで、両そこへ移動いたします。
0:31:16	次人と物品の管理ですけれども、汚染の恐れのない管理区域においては身体汚染ですとか物品の持ち出しに関わる表面密度検査を行わないということになりますんで移行ですね汚染の恐れのない管理区域については、こういうの運用が継続。
0:31:33	運用を継続するということになります。
0:31:37	そして施設の保安管理としましては、最後のレ点ですけれども、25 条第 3 項というところに測定の記事があるんですけれども、表面密度測定を表 6 に掲げているものですがこちらを定期的実施して汚染のないことを確認していくと。
0:31:52	こちらも以降ずっと継続していくということになります。
0:31:58	1 枚目は以上になります。
0:32:01	はい。2 枚目ですけれども、2 枚目異動が終わりましてということで次にはですね排水配管を解体撤去というのがございます。その下位経営排水配管の撤去だけじゃなくてですね下の星印つけてますように、
0:32:17	燃料取扱そう CAD 飯豊キャスクの廃棄、あと原子炉室内の使用済み燃料貯蔵タンクですとか破損燃料貯蔵タンクの解体準備というのがあるんですが、こちらの確保作業、ですね、を行うにあたって汚染が発生した場合の
0:32:33	の汚染拡大防止のためとあらかじめ作業エリアを区画すると。
0:32:38	いうことを行います。
0:32:40	そして作業中はですね適宜 25 条第 4 項に基づきまして空気中の測定を実施すると。
0:32:47	そして汚染の除去により発生した撤去物、が各場所で発生しますけれどもこれについては 28 条の 3 によりクリアランス対象物として保管することになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:02	次、⑤番行きます。この④番の作業が終わりますと原子炉室の管理区域を一部解除するということを行いますが、
0:33:13	一つ目のレ点ですけれども解除にあたってはですね、原子炉室床面壁面の状況、汚染の状況を確認しまして付則派の適用によって管理区域を一部解除をします。
0:33:25	これ行きますとですね、原子炉本体領域Aとの
0:33:30	だけ型管理区域となるんですけれども、またこの中、この部分で立ち入り可能な管理区域というのは、実験プールの内部のみとなりましてこれちょっとすみません。刷新で言いますと、
0:33:41	えーとですね。
0:33:43	それが
0:33:45	前回の審査会合資料のすみません今日参考でつけてればよかったんですが、
0:33:52	28 ページ。
0:33:54	ありまして、
0:33:55	ここ、この
0:33:58	これ原子炉本体ですけども、この後ろにですね、実験プールのっていうのがあります。これがここへぐられてるような
0:34:07	3 メーター掛ける 7 メーターぐらいの深さがやはり 7 メートルぐらいの空間なんですけども、ここが、
0:34:17	立ち入り可能な管理区域というふうになりまして、
0:34:22	あと、
0:34:23	そこの管理区域境界というのはそのプールの上に張られていること鉄板になるということになります。
0:34:30	そしてここが協会ということで保安規定第 16 条に従った出入り管理を行うと行います。具体的には上部鉄板に標識を掲示してか性状するというところを行ってくつ交換等の管理を実施する。
0:34:45	ということになります。
0:34:50	次、⑥番ですね原子炉本体の調査時ということで、こちらですね汚染が発生した場合の汚染拡大防止のためということでちょっと④とちょっと似てるんですけれども、あらかじめ作業エリアを区画すると。
0:35:03	ただ区画内は一時管理区域に設定しなくて、するというのが④番と少し違います。
0:35:11	作業中は 25 条第 4 項の空气中濃度測定を行います。そして作業終了後、14 条 3 項により 1 作業エリア内の汚染の状況を確認して一時管理区域を変えということになります。
0:35:27	以上が今回の廃止措置計画が認可された後に行う作業の一連を保安規定の不足とかですね、そういったものが規定と
0:35:39	なんて言うんでしょう、合わせ技で、こういうことをやっていくということで、考えている運用のイメージになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:48	以上です。
0:35:51	規制庁の加藤です。何か物を見ますか。
0:35:58	規制庁のトガサキです。まずですね移動準備エリアの位置付けなんですけど。
0:36:05	1 ページ目の①の左の枠の下のほうPODあれですねチェックのところで、一部のドラム缶は二重化されているって書いてあって右の枠のところで、
0:36:22	移動の二つ目のチェックで、
0:36:25	ここで 20 款するっていうのがありますけど。
0:36:31	必ずしもだから全部二重化されているわけではないと思うんですけど、この移動準備エリアで、
0:36:41	こういうあれですよ。それ汚染の恐れがない。管理区域に設定してしまっているのかどうかなんですけども、1 中でも汚染の恐れがないということなんです か、二重にするからも汚染の恐れがなくなるっていうことなのか。
0:36:58	というのを上まず確認したいと思います。
0:37:02	今現在の状態、今日は一部二重化されていて二重化されていないドラム缶が
0:37:11	沢山あるという状態なんですけれども、今の状態においてもその 110 名しかないドラム缶においてもその線の内表面はですね押せない状態に維持しています。
0:37:21	二重化することによってですねここに 10 月対照するとするものはこの色のところの二つ目のところを書いてございますように第一段階で発生した構成ドラム缶って書いてございますけども、こちらは解体位置で発生したものであるもの が主なものでございまして昭和 50 年ごろと。
0:37:38	いうことでかなり時間がたっていると今現在ですね年数が経ってますけども 1000 のはない状態には磁性ますけども、今後のまたさらに長期保管ということ を考えまして、
0:37:53	経年劣化とかっていうことを、が発生した場合にも対応できると安心のために、その二重化を行います。
0:38:01	今すでに知事会でも繰り返しますとに時一時の状態でも汚染はないことを維持 されていて、さらにプラスアルファ対応として二重化をするということです。
0:38:13	原子力規制庁の戸ヶ崎ですそのところ一々10 でモードだまず汚染がないって いうことをちゃんと確認してもその確認できればもう汚染の恐れのない管理区域で、
0:38:29	あれですね扱えるっていうのがちょっともっと明確になるように、ショートしてもら いたっていうのが一つあります。あともう一つですねこの移動のルートなんです けど、この移動ルートを一時管理区域に設定するって書いてあるんですけ ど。
0:38:47	この一時管理区域っていうのは、汚染の恐れのない管理区域の一時管理区域 なのかを汚染の恐れがある管理区域なのか、それはどちらなんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:01	まず一つ目の話で汚染表面の汚染がないという、今現在の状態が汚染の恐れ前ということがわかるようにということは拝承とです。それから二つ目の移動ルートの一部管理区域ですけどもこちら汚染の恐れのない
0:39:16	一部管理区域になります遺漏はその水栗津表記してます。
0:39:25	規制庁のトガサキです。それもちよっと汚染の恐れの内管理区域としての一部管理区域の設定というのがわかるようになってたほうが良いと思います。あとですねもう一つが、
0:39:41	ちよっとこれは保安規定の書きぶりとの関係なんですけど、この1ページの資料の資料だと、一番下のチェックのところになるのかもしれないんですけど、保安規定の書きぶりだと。
0:39:57	そういうその本音何メーターとかばβが幾つを超える場合は、何か汚染の
0:40:06	それがまだそれによってを性がいいことを確認するような記述があったと思うんですけど、それはだから、念のためにやるものなのか、それとも処理する測定によって汚染の有無を確認するものなのかっていうのが、
0:40:25	わからなかったのでこの前審査会合で確認したんですけど。
0:40:29	その測定をやる意味ですね、それをもう少し明確にしてもらったほうが良いと思います。
0:40:38	日立ガモウです。その汚染のない管理区域においてはですね、その汚染のはしたものを持ち込まないとかですね汚染の発生するような事作業を行わないとかっていうことをやっていきますので光線を作成しないというのがですね、原則、原則なんですけれども
0:40:54	位置付けとしては念のためということになります。そんなそれでその状態が維持されていることを確認するには測定するしかありませんので、その目のところの表6に年度断面を行うことについても書いているということになります。
0:41:10	原子力規制庁の戸ヶ崎ですこういう、説明資料があると、初動の段階で汚染の恐れがなくなって、それで念のために測定するのかがわかるんですけど、保安規定だけを見ると、
0:41:26	もう測定によって汚染の恐れがあるかないかを判別するっていうようにも読めてしまうので、それ今だから説明があったような内容ですね、もう少しの保安規定のほうに、
0:41:42	ちょうど明確になるようにしてもらったほうが良いと思っています。
0:41:49	日立ガモウです。拝承です。表6の測定する。
0:41:55	目的に位置付けみたいなことが保安規定でわかるようにということで、ちよっとその部分はちよっと検討して補正を考えたいと思います。
0:42:09	原子力規制庁の戸ヶ崎ですあと最後にちよっと一つなんですけど、2ページの左一番左の④の一番下の下のチェックでクリアランス対象物として保管Tierあるんですけど、これをどこに保管して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:27	1回だからクリアランス対象物になったものが他の解体とかで汚染されてまたですねクリアランス対象物にじゃなくなくなるようなことがないのかっていうのを確認したいので、どこにどういう状態で、
0:42:43	保管するののかというのを教えてもらいたいと思います。
0:42:50	一つガモウです。容器に入るような大きさに分割しまして具体的なドラム缶ないし角形表記Aだと思いますが、それに収納して保管済ますそれで第4倉庫
0:43:05	に保管するということになろうかと思います。
0:43:10	なります。
0:43:12	原子力規制庁のとかそういうことがわかります情緒それをちょっとちゃんと容器に入れて、それでその表面とかをチェックして汚染の恐れのない
0:43:26	区域の
0:43:27	代用倉庫に置くとかですね、そういうのがわか分かるようにしてもらいたいと思います。
0:43:35	はい。はい、了解いたしました。
0:43:38	資料に反映します。
0:43:42	規制庁の加藤です。名何点か1ページ目の③年率けど。
0:43:50	いろいろ情報カー入っているんですけど、順番であったりですね、例えば審査承認を経ていって、どういう内容を確認の方をするのかとか、っていうのがまず
0:44:06	わわかりづらいなあと思っております。具体的に言うと審査承認って何を確認して汚染の恐れのない管理区域に設定するのか。
0:44:17	それとあと、もうちょっと言うところの部分っていうのは、移動ルートに対しては承認は減らだけえへんなくてもいいのか。
0:44:29	それがごめんなさい、ちょっとぱっと一見ますが、それと同時に
0:44:35	上から読んでいくと順番がちょっとおかしいなと思っていて、おそらく順番で言うと、まず一番、③の一番運営区画の設定量を層厚管理区域にして審査承認を経て、
0:44:52	汚染の恐れの内管理区域に設定しますと、
0:44:57	それで、移動ルートを一時管理区域に設定しますと、
0:45:03	そうしてから次作業終了後っていうふうになってるんです。そうじゃなくって、移動のところですねの上、おそらく原子炉室内の移動準備エリア容器を移動するふってその際には表面汚染密度を
0:45:21	検査を実施すると。それでここでまず検査をするので、まず持っていくものについては汚染がありません。それで、移動準備エリアについてはおそらくこの小低審査承認のところですね。
0:45:36	なんかを測定してそれを汚染がないよっていうことなので、
0:45:42	もともとあった場所、それと持っていくものに汚染がないので、汚染の恐れのない管理区域に設定できるっていうことだと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:53	ちょっと順番的には、区画設定の一番下のところが何ていいですかね、もっと上下段に来るといふか、予算のもうちょっと順番がわかるような感じを示していただきたいと。
0:46:10	それとあと先ほどトガサキの方からあった移動ルートを汚染の恐れのない管理区域にするってことなんですけど、おそらく私の見解だと日最小移動準備エリアのほうに、
0:46:27	入れた時点でもう汚染はないと、そうした場合、いろいろと地震を管理区域アウトそこで物品のまた表面汚染の検査だったりそういうものが発生してしまうので、それを省くために移送ルートも含めて、
0:46:46	汚染のそれのない管理区域にしていると思いますので、少しですね、情報はちりばめられているんですが、その趣旨とかもわかるような感じで、多い等整理するといふのかなと、要するに、まず、
0:47:01	送るときにはもう物品とかの表面以降、表面汚染密度とか、こっから出すときに、をやるのは大変なので、一番最初ここに入れる地震でこういう密度とかのを汚染とかを確認して、
0:47:19	それ以降のルートについてはこの汚染の恐れのない管理区域に設定して、それで順番はこのような感じでやっていきますと、
0:47:28	そういう関係の方がわかりやすくなるんじゃないかなと思います。
0:47:32	どうでしょうか。
0:47:37	日立ガモウですが、記載順についてなんですけれども確かに時系列で言いますとこの区域設定のところの四つ目、一番下の四つ目のレ点は移動が終わった後なので、その移動の欄の
0:47:49	一番下の
0:47:53	ところに来るかと思うんですけどもちょっと何でしょう、区域の設定に関する管理ということでは切り口で分けてしまったのでちょっとこの場所になってしまったんですけどちょっと時系列、
0:48:04	図書館区域の解除区域の解除というような感じで移動のページでも、
0:48:24	通常つければいふとできる。
0:48:27	うん。
0:48:29	はい。そうですね、あと、日立ガモウです。下の人物品の管理ですとか施設の保安管理っていうのは定常的に行うものなんでそれはまたちょっと地域なんていうんでしょう時系列で表現しにくいところで、ちょっと記載の方法はちょっと間検討させてください。
0:48:47	カトウです。ありがとうございます。今言われたようにその一番下の人の物品の管理のところはこういう趣旨を持ってこういうふうにやりますと、フーリエ後移動に関しては、区域決定移動、こういうような区分なんですけど、順番はこのような感じでやりますと、そういう整理になるんじゃないかと思ふます。
0:49:05	それといろいろとっていうのは下の先ほどちょっと質問したいんです審査承認はいらない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:14	一つガモウで水泳審査承認が必要です。それでどういう審査承認なのかというのはちょっとここに載せたいんですけど、この保安規定のここで、
0:49:22	何条何項って書いてますけども、そこに規定されておりました、
0:49:29	そそれをやると。
0:49:32	その手続きを経るということになりますよと
0:49:38	ちょっと脇の方にですねその条文も記載するのか3枚目にその条文関係する情報なりまとめて表示するかちょっと考えますけれどもわかるようにしたいと思います。
0:49:50	あと資料全体、これはこの国境2枚だけですけれども、資料全体としてはその保安規定のセットになりますので、そこの中にも情報は入っておりますので、足りないものがあれば、何かそういう
0:50:02	わかるようにしたいと思います。
0:50:06	規制庁の加藤です。あとですね、次、2ページ目なんですけど。
0:50:13	あまり深くは心配するわけではないんですけど一番左の丸要するとあと丸の6のところであるですね作業エリアを区画っていうところをもうちょっと心配してます。なぜかという、最初に
0:50:29	この作業とってはつりとかもある。
0:50:33	じゃなかったでしたっけ。
0:50:35	その通りです。
0:50:36	実際にですね微粉とかっていうのがどのような区画とかをしているから大丈夫なのかっていうところを少し気にしておまして、もしくは発議とかで微粉とかも全然等が発生しないので、
0:50:51	深くっていうのはもう作業エリアこっていうのが作業エリアでして区画するするだけでいいのか、もしくは今私が言ったように微粉とかそういうものに対する対処が必要なのか、その辺はいかがですか。
0:51:06	日立ガモウですねちょっとそのはつりとか、対象物によってそのどんなものがなんかもう可能性があるのかっていうのが変わってきますのでそれはその対象物に応じたということになるならばりでもいいのかとはとても悪天体をシートで覆って、ということになるのかっていうことだと思っんですけどもそれはちょっと適切にですね。
0:51:26	選択させていただいてくということになりたいたしたいと思います。
0:51:33	それでもカトウです。そうしますとその対象物によっては会計がグリーンハウスみたいなものを訓令さらに境界かなんかでそのような処置をして微粉とかの拡大防止みたいな処置をするという、そういう理解ですか。
0:51:52	一つガモウでその通りです。と排出計画にですねこういうことを行う際にはこういう対策をすると書いてありますのでそれを行うということになります。
0:52:03	次に、ちょっと往査これこれで最後ですが、次、⑤です。
0:52:09	⑤のですね、二つ目のレ点がちよっと正直あまりよくわからなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:52:16	まずここで書いてある文言については、上の図表のどこに当たるかっていうのを明確にして欲しい。
0:52:26	例えば原子炉本体機能はどこですか実験プールっていうのはどこですかって言うところが特にそうです。それとあとここで管理区域境界がプール上部の鉄板となるっていうときに、写真つければよかったってことでは説明ありましたが、
0:52:43	どういうところが境界になるのっていうところですか。それで
0:52:49	プール上部の鉄板を学協会となるってなると何ですかね、管理区域に入ると言うプールの中に入るっていう理解になるんですか。
0:53:02	ここでその通りです。
0:53:05	委員長の方でそこが明確にわかるような形で写真なりですね、何かしらを利用して示していただきたいと思います。
0:53:15	こちらですね。はい、了解いたしました資料に反映します。
0:53:23	何かおっしゃいますか。
0:53:32	何か。
0:53:42	はい。それでは日立さんの方から何かこれはいいですか。
0:53:52	いいですか。日立ガモウですねとやりとりの中で、川崎市等の建築に関する手続きについて確認するよというコメントがありましたのでそれについてちょっと確認してきた内容について、
0:54:08	報告というか説明させていただきたいと思います。
0:54:16	日立鈴木です。メールでコメントいただきましたように違いか調整区域の建築行為に関する開発審査会の要否開発審査会は必要な人となる場合はその理由を教えてくださいということでした。
0:54:32	これについては、
0:54:34	川崎市開発審査会提案基準第7号。
0:54:39	というものがあまして、そこに開発審査会に、
0:54:44	かけなくてもいい特例という
0:54:46	ものがあまして、その(1)(2)(3)というものがあるんですけども、
0:54:54	この(1)(2)っていうのはもうすでに満たしていると。
0:54:58	いう確認がとれています。(3)の
0:55:05	第1号の規定により建築された建築物と同一の用途の建築物であるものの、
0:55:11	というものについて今川崎市が確認がとれていないというか、同一の用途であるかどうかということこれから精査をしますということで、
0:55:21	はい。
0:55:22	ドイツの用途ですということ判断されれば、開発審査会は必要な人になりますという回答がございました。
0:55:32	今後精査することなので、今、
0:55:36	必要
0:55:37	なのかどうかということはありませんが、今そういう状態でございます。
0:55:43	これが①の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:45	回答です。
0:55:48	②質問の御質問の二つ目なんですけれども、川崎市の建築行為及び開発行為に関する総合調整条例による授業計画のお知らせ標識の設置、隣接住民等に事業計画の説明の要否、
0:56:06	ということについてなんですけれども、こちらの川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第三条(7)の適用除外とこの事業計画のお知らせですとか、
0:56:21	隣接住民への事業計画の説明をしなくてもいいですよという除外の要件というものがございまして、それが申請建屋の延べ床面席が敷地面積に対して10分の1以下でかつ、
0:56:37	敷地境界からの水平距離が10m以上である、建築行為
0:56:42	というものになるんですが、第4層ことで御装荷はこちらに該当しますので、事業計画のお知らせ標識の設置や隣接住民等に事業計画の説明というものは必要ないと。
0:56:57	いうことでした。
0:56:59	以上が、確認結果でございます。
0:57:08	規制庁キムラです。わかりました。また法。
0:57:13	ちゅうか調整区域の方のお開発審議会についてはまだ
0:57:18	これの要因については込ま決定事項でないということで、また
0:57:23	その辺が決まったらですねこれ直接規制庁のですね、今回の件の審査には直接関係はしない内容でございますけど、あの周辺情報、状況とか情報としてですね、ちょっと教えていただきたいのを教えていただきたいと思っておりますので、
0:57:40	開発審議会のほうの要否についてはですね、
0:57:44	また決定したところで教えていただきたいと思えます。
0:57:50	日立鈴木です。拝承ですと、今後コンタクト取って進展ありましたら、お伝えいたします。
0:57:58	規制庁木村です。もう一つ播種等は変わるんですけれども川崎市の原子力施設安全対策会議の方でこの第4項第5層厚つくりますという話は昨年度、どうもその会議の場で
0:58:14	御説明してるようなんですけれども、同じ会議の場でですね敷地周辺の線量については0.063mSv/IRアバット/hですね、の線量ですというような説明もしております、
0:58:30	今回ですね川崎市のこの安全対策会議の中で、そこを立てることによって、敷地境界の線量が上がりますというようなことについて、川崎市の方には御説明してるんでしょうか。
0:58:54	日立ガモウです。ええと観察し、の方には敗戦廃止措置計画を申請したこと、それとあとその評価状ですねその法令法令的に適合しているというふうな、なことの説明はしています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:11	と上がる下がるとかっていう話はしていませんが、基準値の下で管理や以下で管理しているというふうにできるという計画になっているというような説明になっております。
0:59:27	議長の木村です。
0:59:29	説明内容の方については川崎市の方への説明については了解いたしました。
0:59:46	規制庁のとかサービスちょっと1点差参考でちょっとお伺いしたいんですけど、HTTRのその隣に都市大があると思うんですけど、そちらのほうもまだ廃止措置中で、
1:00:02	周辺監視区域とかで、そういうまず線量の測定とか、そういうのが必要になると思うんですけど、今回当社の所有県協会ですか。協会っていうのは、
1:00:17	一部ちょっとわかんないんですけど、あれですが、多少次第の
1:00:25	事業所境界ですかと重なるところがあると思うんですけど、そののだから、両方の施設からの寄与があるところの線量のっていうのはどういうふうに測定されてるんですか。
1:00:46	日立ガモウです。今確かにして当社の敷地今日哀悼なんで所有権協会とですね、しだいさんのほうの所有権境界というのがわかりませんが協会財産上の設計協会を設置しております、
1:01:01	ます。ただ、当社の方の原子力施設の境界測定をしている点はその周辺監視区域で測定しておりますので、ちょっと重なる部分での測定というのは指摘を行っておりません。
1:01:19	規制庁のトガサキです。そうすると、あれですね、50マイクロの話っていうのは、評価だけっていうことなんですか。
1:01:39	当社の施設に起因するものについての評価になります。
1:01:46	規制庁のトガサキです。そうするとちょっと等市内のほうを確認しないといけないんですけど、土地代の方もだから表評価では両方合わせて、
1:01:57	当位置には当然超えないと思うんですけど、そういう確認は実測では、ぜひできてないってことですか。
1:02:09	日立ガモウですね実測での確認はできていない。
1:02:14	です。
1:02:23	一つガモウですねと周辺監視区域境界で積算線量計で測定してますけれどもバックグラウンドとほぼ同様ということですねその周辺監視区域でそういう状態ですので当然所有権協会ではそれより
1:02:38	Pd下でしたとか同等とっていうふうに判断できますので、バックグラウンドとその大差ないとか何でしょう、同等だというような結果、なことだろうという想像推定が
1:02:56	できるかと思います。
1:03:00	通常のトガサキで現在はもうその燃料もないので、バックグラウンドだと思うんですけど、今後答え器物省庁造構作って、あそこの線量は上がりますよね。
1:03:15	人放射能所有権協会では50マイクロ以下になるということなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:21	それと都市大都市大の部分も足しても、1mSvは超えてないってことは、
1:03:31	どういふふうで確認されるのかっていう趣旨なんですけど。
1:03:45	それですねと。
1:03:47	都市大の敷地境界とした地の敷地境界がかぶっていますという御指摘はその通りでございます、多分かぶったところの境界における合算値岩としたいからなんぼしてやるから何ぼっていうものはなくてですね、多分各々
1:04:04	都市大都市大にしてあれしてあるで評価をしてございます。
1:04:08	埋まるこれも未確定なんですけれども、都市大のものがそこにありますように敷地境界の
1:04:16	中に周辺監視区域がございまして、どちらのほうで評価をされてるかわからないんですけれども、ただいずれにしてもその
1:04:24	都市大としてあるの評価の合算値ってというのは、多分お互いにしてはいないというのが実態だと思います。それから測定に関しても、基本的にはガモウが先ほど説明しましたけれども、バックランド波で本来はそのバックグラウンドと。
1:04:42	施設に起因する放射線の企業分けないといけないんですけれども、ある程度距離が離れてしまいますと
1:04:49	寄与が測定できないんですね。なので幾らやったとしてもバックランドが 50。
1:04:56	0.05mSv。
1:04:59	ぐらいありますので、それに対して、基本的には 10 分の 1 以下、
1:05:03	になってますので、50 マイクロとそういうレベルですので、
1:05:08	ですから測定をしたとしても、逆に言うと、区分はできないと。
1:05:12	というのが実態でございます。
1:05:15	原子力規制庁のトガサキです実態の測定はバックグラウンドレベルならなるかもしれないんですけど、今回貯蔵庫することによって、あれで、当社の敷地境界での費用評価結果ってというのが、
1:05:32	結構D50 マイクロに比べて敬語ぎりぎりだったと思うんですよね。だから実際に測定をすればも満杯に入ればですね、総線量というのもバックグラウンド以上になると思うんですけど。
1:05:48	そういう線量の測定というのは今後は考えてないんですか。
1:05:54	一つキムラでございます線量の測定そのものは連続ではないんですけれども、今一番厳しくなるような趣旨協会丸最短のところについては定期的に
1:06:07	線量を測って線量の変動がないということを確認すよと思ってます。それから土地代のほうにつきましては今の第 4 第 5 層厚の最短で比べると距離がさらに 3 倍ぐらい離れますので、
1:06:22	そういう観点で見れば一番最低点のところでもに対するとけば、それを越えることがないと。
1:06:30	ということで計画をしてございます。それから具体的な線量としましては、今渡してる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:39	第4第5層緩和した直接線スカイシャインが45ぐらいなんですけれども、一番冒頭にお話があった1mSvを担保するために60cmにしますと、
1:06:52	いうこと。
1:06:54	なりますと、第5層厚の寄与が入りまして、今の試算ですと全体としては今採択時点で25ぐらいに下がるということも試算しておりまして、そういう観点からすると、
1:07:08	今の最短点で線量モニターしとけば、変動が変動の有無、それから、具体的にどの程度の強制では被曝線量なんだということが確認できるということでその点についてモニターしていきたいと。
1:07:24	いうふうに今計画してございます。
1:07:28	規制庁のトガサキさんの今日の資料の4ページの
1:07:34	指針の内容を見ると、
1:07:38	従ってのところで、その線量の基準に比べて十分小さな谷なりを施設を設計して管理することを申請書等に明記するならば、評価を
1:07:54	そういうことは必要ないというふうに書いてあるんですけど。
1:07:57	今回評価はそうするんですけど。
1:08:02	設計もするってということが書かれてるんですけど。
1:08:07	を有意な線量になるのであれば、そういう測定による管理っていうのも必要になるんじゃないかと思うんですけどそれについてはいかがですか。
1:08:20	一つつけます。ここの4ページ目に書いてあるものにつきましては、具体的には設置許可申請書の中に50マイクロ以下ですというような評価結果を書く必要はないと、50枚これ以下になるように施設を設計しますという一文だけでいいですと、
1:08:36	ただし、設置許可の本文には書かないけれども、補足説明として、
1:08:41	K評価として50マイクロ以下になってますよっていう経産省出して、それで認可を受けてるっていうのが今の実態でございます。でその50マイクログレイっていうのはもともと1mSv/年に対して十分低いよねと。
1:08:57	いう観点で指針で50マイクロっていうふうになってますので、そこは評価もしくは測定で確認できればいいと。
1:09:07	冒頭にもちょっと御説明申し上げてね測定での
1:09:12	評価っていうのは、距離が何百mも離れてしまうと難しくなりますので、基本的には評価で担保しているというのが今の実態でございます。
1:09:26	水色規制庁の古作ですんで。
1:09:29	設計、設計はそうされるということはちゃんと示されていると思うんですけど、実際の管理として、やっぱり有意な正線量になるのであれば、それは測定が必要になるんじゃないかと思うんですけど。
1:09:48	だからもう前現場もバックグラウンド以下になりますっていうことだったら、時全然測定しなくていいと思うんですけど、実際に設計に対して、どれぐらいの線量になってるのかっていうのは、測定っていうのは本当に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:04	それで考えられてないのかっていうのちょっと確認したいと思います。
1:10:09	手付もでございます。測定値自身は考えてございましてそれは定期的にされた点で線量モニターすると。ただ、線量モニターするといってもそれはバックグラウンド
1:10:22	でございます、第4台をそこに建設直接線スカイシャインというのはそのバックグラウンドが今の50
1:10:30	57のGy/h。
1:10:35	ぐらいなんですけれども、それに対して、第4第5層からの今の評価結果っていうのは10分の1以下でございますので、計ったとしてもバックグラウンド変動すればですね、その影響に、
1:10:49	隠れて実は現実的な答えってのは出てこないんですね。
1:10:57	なので積算値としての測定はしますんでその目的は、第4台がそこに起因する放射線の企業が基本的に大きく変動していませんよねと、当然ながら施設エンドはバックグラウンド当然ありますので、
1:11:14	その部分を考慮したとしても、それを超えて大きく飛散することはないですよっていう確認を定期的にすると。
1:11:23	いうことを考えてございます。
1:11:25	原子力規制庁の戸ヶ崎です。今回の
1:11:29	評価結果でまあ遮へい厚10cm厚くなるんで、そう同じ数字ではないと思うんですけど、今、その45.4マイクロの内訳で直接性が33マイクロなので、
1:11:46	33でしょうね。これ。
1:11:50	データはかなり直接線の寄与が大きいと思うんですけど、だからバックグラウンドに本当になるのかっていうのが評価上はですね、わからないんですけどだからその有意な線量になるのであれば、
1:12:06	我々評価評価でちゃんと確認したことが実測でも担保されてるのかっていう
1:12:15	嘘確認は必要になるんじゃないかと思うんですけど。
1:12:22	一つつけございません言っている観点の定義だと思うんですけどもその
1:12:27	もともと直接線スカイシャインの制限値が50マイクログレイパー年。
1:12:33	ですので、それは1時間当たりに直すと、0.005、
1:12:41	マイクロしマイクログレイパーアワー。
1:12:43	それに対してバックグラウンドが0.05ですので、0.05から0。川崎市の場合は0.07。
1:12:51	マイクログレイパーアワーですので、基本的に言うとその指針上限であったとしてもバック欄の10分の1以下、
1:13:00	でございます。
1:13:01	ですのでその部分を有為という観点で提供できますけれども、一方で先ほど申しあげましたように
1:13:11	バックグラウンドに対して十分に維持、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:14	1 以下の線量の測定が距離に依存して下がってくるものですから、あるところよりも離れてしまうと、測定としても、明確に分離できないと。
1:13:26	いうところがありまして、そこは従来ほかの受け実用炉も同じ悩みがあってそれはむしろにおいては、近場で測定をして、その測定結果と計算コードの結果をあわせてその妥当性を検証している。
1:13:43	今回はそういう妥当性の検証されたものを使って評価してございますので、どう並みの
1:13:52	妥当性信頼性最優先していると。
1:13:56	いうことで、評価結果に対して十分低い目安値 50 に対して十分低くなるということで、変則テーマでは考えていないということでございます。
1:14:07	原子力規制庁のトガサキで通常の測定があるバックグラウンド以下になるっていうのは大体理解できたんですけど、積算線量とかガモウ、計ってないですかね。
1:14:21	例えばずっとそこに線量計を置いておけば、年間の線量とかも測定できると思うんですけど、そういうことも考えてないですか。
1:14:33	システムの積算については計画してございます。それは年間ではなくて例えば 3 ヶ月後 3 ヶ月の積算値、
1:14:41	最短点。
1:14:44	及びその周辺に設置しまして、それ 1300 すると。
1:14:49	いうことを計画してございます。
1:15:00	ほかに何かございますか。
1:15:07	ツキヤマでございます
1:15:09	繰り返しの核になって申し訳ないんですけども、12 月の 11 日の審査会合において、準備すべき資料ということで再度最終確認させていただきたいんですけども、
1:15:24	一つ目はですね、今日、一番最初に議論させていただきました。試供回収乾式における見解。
1:15:33	今日コメントいただいたものについてはそれをブラッシュアップして準備するか 2 番目につきましては、それから審査会合で出ました代表で 5 走向の打上げ計算モデルの姿勢だとせんついてというもので、
1:15:48	今日コメントをさせてもらいまして第 4 プラス第 5 層厚当方の検査結果についての見解を取りまとめる。
1:15:56	それから 2 点目で、3 点目がですね補正案を示すということで、カトウさんの方から
1:16:03	50cm60cmにしたときに変わるところがあるでしょうと。その部分について、
1:16:11	抜粋して、こんなふうにすると抜粋というか項目出しをして、
1:16:18	例えば 50 から 60 に変えることによって従来
1:16:22	この部分がこんなふうに変わりますと、
1:16:25	というようなところの項目なし。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:28	それとあわせて、これまでの審査会合において指摘されていたところについて、弊社のほうで補正をしますと言ったところについては、その項目出しをして、こんなふうに考えますと、
1:16:41	一番最後に、トガサキさんの方からコメントがありました第4第5層厚に関しては、廃止措置計画の中で設工認のみの記載が必要ですので、その部分については、
1:16:56	今現状書かれてないものについてはこんなふう to 考えますと、
1:17:00	案としては、審査会合の資料の中にほぼ変えてございますので、それ以上する形でこうしますというものとそれから周辺、
1:17:11	監視区域の1ミリシーベルトに関しても、56年に改定こういうことになりますという結果を
1:17:19	その審査の中には追加するというようなところも含めて、
1:17:25	50センチから60センチ、
1:17:28	どう変更に伴う補正箇所だけではなくてそれ以外も含めてすべてをカバーしたものを準備
1:17:37	すると、そうしないと技術的な課題がまだクリアになっていないというような懸念が残って、次回審査会合なる可能性もあるということでしたので、その部分についてはできる範囲の中で、補正
1:17:52	申請の対象範囲、それからその
1:17:58	変更後の
1:18:00	我々の申請案みたいなものを準備する。
1:18:06	ということで考えておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。
1:18:12	市長の加藤です。松ですね今言われたものをであってるものと間違っているというんじゃないかなと思うのがありまして、まず前回の審査会合ではこういうコメントがありましたということで、
1:18:28	要するに周辺監視区域の説明、それと遮へいモデルの説明、それと、管理区域の運営を説明。
1:18:37	これがございますと、それとあと前回遮へい厚10cm厚くしますという宣言があって、そこで一部変わっているところがあるんですけど、2範囲のところもあるので、そこは前から資料一式の六甲ところで、それに伴う
1:18:57	かなんかでわかるような形にして、そうすれば、それがもう一式で掛かんべきが補正の内容を含んだものにまずはなると。
1:19:08	パウポ。はい。それで、補正案っていうかですね、まず／報の中で補正する内容も含めて／ポートで内容説明していただいて、それで、先ほどトガサキが言った設工認に関する内容とかについては、
1:19:28	おそらく盛り込みますっていう線源があればよろしいんですかそれとも資料とかに設工認に関する項目についてはこういう項目に対して補正をする予定っていう形で、
1:19:42	部分ということがなければ、それでいいと思うんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:19:47	そういうふうには私は思っていますね、まず構成案として何点か申請書の形で出されるっていうのは、まずちょっとまず先でいただく。
1:20:01	ございますありがとうございます。主旨理解しました。それで、審査会合のスライド一式でもってこれまでの審査それから今後どうしよう、どうするんだって方向性が見えるようにまとめると。
1:20:14	いうことを理解しましたのでそれさせていただきますそれから、節交通設工認並みの記載に関しては具体的にこの部分をこう青は変える予定ですよというのがわかればそれを資料に織り込むということでそれも反映させて、
1:20:29	いきたいと思います。ありがとうございます。
1:20:34	規制庁かというんですね、ちょっと今日の質疑をちょっとまとめて今回は今日きょう東のヒアリング資料この三つになると思いますが、ちょっと修正いたしていただきたいところをちょっと再度確認したいと思います。
1:20:51	まず1ページ目のごめんなさい。集中監視区域に対するこれルールが抜けてますん対する考え方の図1のところの中で詰めこれあの周辺監視区域等を敷地境界、これ同一っていう形にしてくださいっていうの2ページ目のところ、
1:21:08	現在の状態と比べてリスクが増加することはねちょっと言い過ぎじゃないですかっていうところで種フィルターと次4ページ目。
1:21:18	これ参考として一般公衆の指針の抜粋を書いていたいただいているんですけど、事故時のその指針の抜粋も入れてくださいというところ。
1:21:29	続きを今度再計算モデルの線量率について
1:21:38	1R19-278ですね、こちらについては口頭説明ありましたけどポイントを12月生かされてくるという形になりますね。今日のヒアリング資料ではこのままで看板構いません。
1:21:51	あとそれと審査会合では第5層厚のほうも入ってくると。はい。
1:21:57	それともう一つの疲労H1R19-279については、
1:22:05	もう少しちょっとさ、3ページ目のところ順序がわかるよう記載を配慮してくださいっていうところと、そのいろいろな等ですね、いろいろな汚染の恐れのない管理区域に設定する場合っていうのが、
1:22:23	また審査承認を経てするのか、違うものを経てやるのか、そこをちょっとわかるような形で少しちょっと順番とかまとめ方とかですね、工夫していただいてわかりやすくしていただきたいというところ。
1:22:43	それと、次のページ2ページ目の⑤ですね、⑤の二つ目のレ点、ここについてはちょっともうちょっとですねここに書いてある。まず文言が上の図でどこに当たるかっていうのをわかりやすくしていただくのと、
1:22:59	もうちょっと境界のところブルームの鉄板と書くのであればそれっていうのがどういふもので、その境界を超えるとどのようになっているのか、それがわかるよう記載の工夫をよろしく願いいたします。
1:23:14	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:20	定常キムラですすいません最後になりましたして先ほど山王成果調整区域の開発審議会についての要否については川崎市の担当部局の方にも判断中ということですが、開発審議会が必要となった場合にですねその審議会があったときに、
1:23:37	開発建築行為がですね強化される可能性はあるのかないのかってところもちょっと聞いといて欲しいんですけど。
1:23:53	日立鈴木です。ええと開発審査会にかけるってことは許可相当ということでして、基本的にだめですということにはならないと思っていてよいというお話を聞いて参りました。
1:24:10	規制庁木村です。わかりました、ありがとうございます。
1:24:18	はい、それではよろしいですか。
1:24:22	はい、じゃあこっち。
1:24:23	本日のヒアリング、これについて終了とさせていただきますとかがありさまでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。